

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 419 号）

〔 大阪府警察行政文書に係る部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 6 年 9 月 30 日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和 4 年 5 月 16 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

（行政文書公開請求の内容）

（1）大阪府条例の規定に基づき御府が保有する下記の文書の情報公開を求める。

ア 覚せい剤取締法違反事件に係る被疑者に対し強制採尿令状請求を行う際の規程が記された例規（令状請求についての判断基準を含む。）

イ 覚せい剤の使用所持が疑われる対象者を職務質問する際の写真撮影及びビデオ撮影の要否を含む注意事項が記された例規（データ保存期間を含む。）

ウ 覚せい剤使用の嫌疑を有する対象者について、強制採尿令状請求に着手した後の追跡捜査（令状が発布され令状を執行する場合に備えた対象者の居所、身柄の確保）に係る注意事項が記された例規（対象者の移動に伴いパトロールカー等の捜査車両で追跡中に、サイレン等警報機を起動させて、一般車両の走行を停止させる等の行為の要否を含む。）

エ 覚せい剤使用の疑いがある者に対し、任意採尿か強制採尿かの別を問わず、押収する「尿」の量についての規程が記された文書（特に当該尿を科捜研に本鑑定を依頼する際、鑑定に要する尿は何 CC なければならないのか、鑑定資料の量）

オ 覚せい剤使用、所持の疑いがある対象者に対する職務質問の許容範囲（有形力を行使できる場合を含む。）が記された文書

カ 留置管理規定全文

キ 留置施設に収容されている被留置人が自己の私物を他人に交付する際の規程（保管私物又は領置品の郵送による交付についての可否が記載された文書。仮にキャッシュカード等を郵便で他人に交付する場合、通信文の封入がなくても法令が規定する発信書の通数制限に該当するのかが記された例規）

（2）大阪府条例の規定に基づき御府が保有する下記の文書の情報公開を請求する。尚、文書の存否と名称の情報提供を求める。

ア 覚せい剤取締法違反（使用）の疑いのある対象者（被疑者）から押収した

「尿」について、科捜研（又は科警研）に本鑑定を委託した場合、科捜研の技術吏員が鑑定資料である「尿」の中に覚せい剤の成分である（メタンフェタミン）が検出されるか否かを調べる際、薄層クロマトグラフィ及びガスクロマトグラフィ等の鑑定機械に使用する鑑定資料（尿）の量は一般的にどの程度あれば足りるのか（例えば何CC以上なければ鑑定できないとか何CC以下だと正確に鑑定不能といった具体的な量目、又所謂若干量」とは正確には何CCを指しているのか）について記された例規

2 令和4年6月2日、実施機関は、「公開請求に係る行政文書が多岐にわたり、膨大、複雑であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要するため。」との理由を付して、審査請求人に決定期間の延長を通知した。

3 実施機関は、令和4年6月17日付けで、条例第13条第1項の規定により、本件請求である、前記1の（1）ア、エ及び（2）に対応する行政文書として

- ・ 小型ガスクロマトグラフによる尿中覚醒剤簡易鑑定実施要領の制定について（平成5年12月15日例規（保二）第60号）（様式を除く）

（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち、（1）に掲げる部分を除いた部分を開示することとする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

なお、審査請求人から公開請求のあった、その余については審査請求は出されていない。

（1）開示しないことと決定した部分

ア 尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領等

（2）開示しない理由

ア 条例第8条第2項第2号に該当する。

本件対象文書（非開示部分）には、尿中覚醒剤の簡易鑑定における、具体的な実施要領等が記録されており、これらは、捜査及び犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、公にすることによって将来の捜査に支障を生じ、将来の犯行を容易にするおそれや、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあると認められる。

イ 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書（非開示部分）には、尿中覚醒剤の簡易鑑定における、具体的な実施要領等が記録されており、これらは、警察が行う刑事手続等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

- 4 令和4年7月26日付けで、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、審査請求を行ったものであるが、審査請求人が不服を申し立てた決定は、前記第二の1の(1)ア、エ及び(2)に対応する本件対象文書に係る部分公開決定のみであったことから、本件対象文書を審査請求の対象とした。

第三 審査請求の趣旨

本件対象文書全部の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

- (1) 処分庁は、本件公開請求について、「公開しないことと決定した部分」を「尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領等」とし、「公開しない理由」として、「大阪府情報公開条例第8条第2項第2号に該当する。」「同第8条第2項第1号に該当する。」などと主張する。そして(1)「本件対象文書(非公開部分)には尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領等が記録されており、これらは、捜査及び犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、公にすることによって、将来の捜査に支障を生じ、将来の犯行を容易にするおそれや犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあると認められる。」
- (2)「本件対象文書(非開示部分)には、尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領等が記録されており、これらは、警察が行う刑事手続等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。」などと主張している。
- (2) しかしながら、請求人に係る覚醒剤使用被疑事案において、大阪府〇〇警察署が強制採尿令状請求から同令状の執行及び尿の押収・差押え手続並びに尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領等を請求人に詳細に説明し、その経緯を時系列に沿って、写真撮影し、これら一連の捜査過程について、証拠化している。そして、証拠化された捜査資料が、かかる請求人の覚醒剤取締法違反被告事件において、検察側の証拠として任意開示されている。(以下「本件証拠」という。)
- (3) 上記(2)の本件証拠が示すとおり、処分庁が「公開しないことと決定した部分」は、実務上の捜査過程においても事実上、請求人に詳細な説明がなされ、刑事裁判においては、捜査復命書として、多数の写真添付の上、公に証拠開示され

ているのであるから、処分庁のいう「公開しない理由（１）（２）」は何ら意味をなさないものとなり、机上の空論と化している。

- （４）以上の通り、本件開示証拠が存在する以上、本件非公開部分の判断には、現実との間で説明のつかない乖離があり、不自然、不合理というべきである。従って、本件非公開決定は根本的に法的安定性を欠き、処分庁の判断過誤は、憲法が保障する国民の知る権利を著しく侵害するものであり、裁量権の範囲逸脱濫用の違法が存在するので取り消しは免れない。

２ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は概ね以下のとおりである。

- （１）近年、警察官による覚醒剤使用の嫌疑対象者に対し、常軌を逸脱した違法捜査が多発している。そして、刑事裁判の判決において、弁護側が主張立証する手続きの違法性（令状主義の精神を没却した重大な違法）が認められ、証拠排除法則が適用されて無罪となるケースが散見される。請求人も、〇〇〇警による違法収集証拠を争い令和〇年〇月〇日、〇〇〇裁は、弁護側の主張を認め無罪を宣言している。警察官の違法収集証拠は単に手続の違法性にとどまらず、被疑者の人間としての尊厳を蹂躪して憚らない事案も多数あり、捜査手法それ自体が度を越した人権侵害に至る場合がある。
- （２）本件対象文書は、まさに憲法や刑事訴訟法が規定する令状主義、基本的人権、個人の尊重、人格権等を基に、捜査機関側に法令の遵守を定め、適正な捜査を心掛けるよう謳われているものと解される。特に行政文書公開請求の内容（上記第２の１（１）のア～オ）については後に、裁判で違法収集証拠が争われた場合を想定し、令状主義の精神没却を戒める目的で、捜査の慎重性と適法性を厳守するために作成された例規である。条例附則は、「情報の公開は、住民の府政への信頼を確保し、生活の向上をめざす基礎的な条件であり、民主主義の活性化のために不可欠なものである。府が保有する情報は、本来府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるものであって、府はその諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを求められている。このような精神のもとに、府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利を明らかにし、併せて府が自ら進んで情報の公開を推進することにより「知る権利」の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、地方自治の健全な発展に寄与するため、この条例を制定する」と定めている。そして、条例第一章総則（目的）第１条は、「この条例は、行政文書及び法人文書の公開を求める権利を明らかにし、行政文書及び法人文書の公開に関し必要な事項を定めるとともに、総合的な情報の公開の推進に関する施策に関し、基本的な事項を

定めることにより、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とする。」旨定めている。

- (3) 処分庁の弁明は個別具体性に欠け、説得力がない。いわば処分庁の主張は詭弁、こじつけの理論というべきであり、いずれも失当である。したがって処分庁の言い分には理由がない。
- (4) 以上の通り、処分庁の弁明内容は不自然不合理であり、条例附則及び第一条の趣旨目的に反している。加えて、条文適用の具体性に欠け失当である。いずれにしても、請求人は非公開部分について刑事裁判の中で公務所照会を行い、公開の法廷で明らかにする所存である。

第五 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

審査請求人が令和4年7月26日付けで、提起した、条例第13条第1項の規定に基づく実施機関の部分公開決定処分（大阪府警察本部指令（薬）第2号）に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分公開決定は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

2 本件処分の理由

(1) 本件処分の根拠について

ア 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定められたものであり、同項第1号は、同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報について、知事等の実施機関と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

イ 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該

若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」については公開しないことができる旨を定めている。

ウ 条例第8条第2項第2号について

公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護するため府に課せられた重要な責務であり、条例第8条第2項第2号では、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報については、公開しないことができる旨を定めている。

(2) 本件処分の妥当性

ア 尿中覚醒剤簡易鑑定について

覚醒剤取締法は、覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤及び覚醒剤原料の使用等に関して必要な取締りを行うことを目的としており、尿中覚醒剤簡易鑑定は、覚醒剤使用の取締りに際し、覚醒剤を使用した疑いのある者から採取した尿について、覚醒剤の存否を速やかに判別するために小型ガスクロマトグラフにより行う簡易鑑定である。

イ 非公開とした各部分の妥当性について

本件対象文書の非公開部分には、簡易鑑定の具体的実施方法、簡易鑑定に基づく事件処理要領等が記載されている。

覚醒剤は、覚醒剤の効果が切れた時の苦痛から逃れるため、覚醒剤による効果を強く求めるようになる依存性が形成され、覚醒剤使用事犯は、その薬理作用から使用者本人はもとより、家族をはじめ周囲の第三者に被害をもたらすおそれが非常に高い犯罪であり、その供給源に犯罪組織が関与している可能性が非常に高い犯罪でもある。

尿中覚醒剤簡易鑑定は、前述のとおり、覚醒剤を使用した疑いのある者から採取した尿を簡易的に鑑定し、覚醒剤の存否を速やかに判断するためのものであり、非公開とした具体的実施方法等を公にすることにより、覚醒剤使用等の犯罪の実行を目論む個人や組織がこれらの情報を入手することとなれば、以降の覚醒剤使用事犯取締りに対する対抗措置を講じられ、将来の覚醒剤使用事犯取締業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、条例第8条第1項第4号に該当し、同条第2項第1号に該当する情報であるといえる。

また、前述のとおり、具体的実施方法等の情報を覚醒剤使用等の犯罪の実行を目論む個人や組織が入手することにより、犯罪を隠蔽しようと対抗措置を講じる等すれば、犯罪の実行を容易にし、又は犯罪の捜査を困難にするおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障

を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第2項第2号に該当する情報であるといえる。

したがって、条例に基づき、当該部分を非公開としたことは妥当である。

(3) 審査請求人の主張等

審査請求人は、請求人に係る覚醒剤使用被疑事案において、大阪府〇〇警察署が強制採尿令状請求から同令状の執行及び尿の押収・差押え手続並びに尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領等を請求人に詳細に説明し、その経緯を時系列に沿って、写真撮影し、これら一連の捜査過程について証拠化している。そして、証拠化された捜査資料が、覚醒剤取締法違反被告事件において、検察側の証拠として任意開示されている、処分庁が「公開しないことと決定した部分」は、実務上の捜査過程においても事実上、請求人に詳細な説明がなされ、刑事裁判においては、捜査復命書として、公に証拠開示されているのであるから、処分庁のいう「公開しない理由」は何ら意味をなさないものとなり、机上の空論と化している、本件非公開部分の判断には、現実との間で説明のつかない乖離があり、不自然、不合理というべきであるなどと主張するが、本件対象文書の非公開部分が、それぞれ条例第8条第2項第1号及び第2号に該当することは前記のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。なお、審査請求人が主張する、捜査過程における審査請求人への説明や刑事裁判における証拠開示等は、刑事手続きの中で行われたもので、条例に基づく行政文書の公開とは目的や趣旨を異にするものであり、また、条例に基づく行政文書公開制度においては、「何人も、実施機関に対して、行政文書の公開を請求することができる」と規定して請求者を何ら区別することなく行政文書の公開を請求する権利を付与しており、請求者によって公開・非公開等の決定内容に差異を設けることはできないことから、捜査過程における説明や刑事裁判における証拠開示等を受けている状況があったとしても、そのことが条例に基づく公開・非公開等の決定に影響するものではない。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開す

ることにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は決定通知書の公開しない部分について、本件対象文書の全部の公開を求める旨の主張をするため、以下検討する

(1) 条例第8条第2項第2号について

条例第8条第2項第2号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書を公開しないことができるとしており、該当する情報として、捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるものを挙げている。

(2) 条例第8条第2項第2号の該当性について

審査会において、当該非公開部分を確認したところ、当該部分には、尿中覚醒剤簡易鑑定の具体的実施方法や簡易鑑定に基づく事件処理要領等が個々具体的に記載されており、これらの情報は、犯罪の捜査にかかる情報であって、公にすることにより、今後犯罪を企図する者が捜査過程を推測し、対抗措置をとる等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、当該非公開部分が条例第8条第2項第2号に該当すると認められる。

(3) 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項第1号は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、条例第8条1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件決定において実施機関は、条例第8条第1項第4号に該当するものとして本号を適用しているので、以下、その該当性について検討する。

(4) 条例第8条第1項第4号及び同条第2項第1号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、

立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

(5) 条例第8条第1項第4号及び同条第2項第1号の該当性について

本件対象文書の非公開部分には、尿中覚醒剤簡易鑑定の具体的実施方法や簡易鑑定に基づく事件処理要領等が、個々具体的に記載されていることが認められる。

これらは、警察の取締り方法や事件処理に関する情報であって、公にすることにより、警察の犯罪捜査手法を知ることができ、警察の取締りから逃れようとする個人や組織が、捜査に対する対抗措置や妨害行為を講じるためにこれらの情報を利用することも考えられる。このような情報を公開すれば、本来行われるべき取締り等の警察事務に関して、公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第8条第1項第4号及び同条第2項第1号に該当するとした実施機関の主張は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、同人に対する刑事裁判の過程において、尿の押収・差押え手続き並びに尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領が記載された資料が検察側の証拠として任意開示されているのであるから公開しない理由は何ら意味を持たない、と主張しているが、自身の刑事裁判において入手した資料は、審査請求人本人が刑事裁判の当事者になっていることから、刑事裁判上の手続きにおいて任意開示されたものである。

また、本件対象文書の公開、非公開の判断は条例の趣旨に基づいて判断されるものであり、何人の請求においても同様の判断が求められる以上、

たとえ審査請求人が尿の押収・差押え手続き及び尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領が記載された資料の一部を自身の裁判記録として入手していたとしても、そのことが本件対象文書の公開、非公開の判断に影響をあたえるものではなく、審査請求人の主張には理由は認められない。

したがって、本件対象文書については上記2(2)及び(5)のとおりであるから実施機関の判断は妥当である。

審査請求人のその他の主張については、上記審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子